



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (※については県例規集掲載事項)

(取扱課室名) ページ

○ 規則

- * 62 和歌山県視聴覚障害者情報提供施設設置及び管理条例施行規則 (障害福祉課) 1
- * 63 和歌山県産科医確保研修資金及び研究資金貸与規則 (医務課) 5
- * 64 建築物等の外観の維持保全及び景観支障状態の制限に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (都市政策課) 17

○ 選挙管理委員会告示

- * 79 和歌山県議会議員及び和歌山県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程 (平成 7 年和歌山県選挙管理委員会告示第 130 号) の一部改正 23

規 則

和歌山県規則第 62 号

和歌山県視聴覚障害者情報提供施設設置及び管理条例施行規則を次のように定める。

平成 28 年 6 月 28 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県視聴覚障害者情報提供施設設置及び管理条例施行規則

(目的)

第 1 条 この規則は、和歌山県視聴覚障害者情報提供施設設置及び管理条例 (平成 28 年和歌山県条例第 58 号。以下「条例」という。) の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(行為の禁止等)

第 2 条 和歌山県視聴覚障害者情報提供施設 (以下「視聴覚障害者情報提供施設」という。) においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 視聴覚障害者情報提供施設の施設及び設備を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 指定された場所以外の場所にごみ、空き缶その他の汚物を投棄し、又は放置すること。
- (3) 善良な風俗を乱し、又は視聴覚障害者情報提供施設を利用する者 (次条、第 4 条及び第 5 条第 1 項において「利用者」という。) 及び周辺住民に著しく迷惑をかけること。
- (4) 許可なく物品の販売等を行うこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、視聴覚障害者情報提供施設の利用を妨げる行為をすること。

2 条例第 5 条に規定する指定管理者 (視聴覚障害者情報提供施設の管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、知事。以下この項、次条及び第 5 条第 1 項において同じ。) は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、視聴覚障害者情報提供施設の利用を拒否し、又は視聴覚障害者情報提供施設からの退去を命ずることができる。

- (1) 善良な風俗を乱すと認められる者又は他人に危害を加え、若しくは迷惑になる行為をする者
- (2) 正当な理由なく、鉄砲、刀剣の類又は爆発物その他の危険物を所持している者
- (3) 騒じょう又は示威にわたる行為をする者
- (4) 指定管理者の指示に従わない者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、視聴覚障害者情報提供施設の管理上支障があると認められる者 (視聴覚障害者情報提供施設の損傷等の届出等)

第3条 利用者は、視聴覚障害者情報提供施設の施設及び設備を損傷し、又は滅失したときは、速やかに指定管理者に届け出て、その指示に従わなければならない。

(損害賠償義務)

第4条 指定管理者又は利用者は、故意又は過失により視聴覚障害者情報提供施設の施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を県に賠償しなければならない。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(原状回復)

第5条 利用者は、視聴覚障害者情報提供施設の利用を終了したとき又は条例第13条の規定により利用の中止を命ぜられたときは、速やかにこれを原状に復さなければならない。ただし、指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に復さなければならない。ただし、知事の承認を受けたときは、この限りでない。

(指定の申請)

第6条 条例第8条の申請書の様式は、和歌山県視聴覚障害者情報提供施設指定管理者指定申請書（別記様式）とし、同条の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 視聴覚障害者情報提供施設の運営管理に関する収支予算書
- (2) 定款若しくは寄附行為及び法人の登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- (3) 財産目録、貸借対照表、事業報告書及び損益計算書又はこれらに準ずる書類
- (4) 団体の事業計画書及び収支予算書
- (5) 役員の名簿及び履歴を記載した書類
- (6) 団体の概要を記載した書類
- (7) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(事業報告書の作成及び提出)

第7条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次の事項を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定を取り消されたときは、当該取り消された日から起算して30日以内に当該取り消された日の前日までの事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 指定管理者が行う業務の実施状況及び視聴覚障害者情報提供施設の利用状況
- (2) 指定管理者が行う業務に係る経費の収支状況
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が行う業務の実態を把握するために必要なものとして別に定める事項

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、視聴覚障害者情報提供施設の管理に関し必要な事項は、知事又は知事の承認を受けて指定管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次項及び第3項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 条例附則第2項の規定により行う指定管理者の指定の申請に必要な書類については、第6条の規定の例による。

(知事の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則の一部改正)

3 知事の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則（平成25年和歌山県規則第47号）の一部を次のように改正する。

別表第1和歌山県心の輪を広げる障害者理解促進事業表彰審査委員会の項の次に次のように加える。

和歌山県視聴覚障害者情報提供施設指定管理者選定委員会	5人以内	学識経験を有する者 障害者団体の代表者	1年以内	福祉保健部
----------------------------	------	------------------------	------	-------

別記様式 (第6条関係)

和歌山県視聴覚障害者情報提供施設指定管理者指定申請書

年 月 日

和歌山県知事

様

(申請者)

主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者の氏名

印

和歌山県視聴覚障害者情報提供施設設置及び管理条例第 8 条の規定により、和歌山県視聴覚障害者情報提供施設の指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

和歌山県規則第63号

和歌山県産科医確保研修資金及び研究資金貸与規則を次のように定める。

平成28年6月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県産科医確保研修資金及び研究資金貸与規則

(目的)

第1条 この規則は、県内における産科医の確保及び充実を図るため、産婦人科専門医資格を取得するための研修を、県内分娩取扱医療機関において受けている医師又は産婦人科専門医資格を有する医師で、県内分娩取扱医療機関において産科診療業務に従事しようとする者に対し、和歌山県産科医確保研修資金及び研究資金を貸与することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 産婦人科専門医資格 公益社団法人日本産婦人科学会が認定する産婦人科専門医の資格をいう。
- (2) 県内分娩取扱医療機関 県内に所在する分娩を取り扱う医療機関であつて、次のアからエまでのいずれかに該当するものをいう。
 - ア 医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する公的医療機関
 - イ 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第68条第1項に規定する公立大学法人が開設する病院
 - ウ 独立行政法人国立病院機構（独立行政法人国立病院機構法（平成14年法律第191号）及び独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）の定めるところにより設立される同法第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）が開設する病院
 - エ 独立行政法人労働者健康安全機構（独立行政法人労働者安全機構法（平成14年法律第171号）及び独立行政法人通則法の定めるところにより設立される同法第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）が開設する病院
- (3) 産科診療業務 分娩を取り扱う医療機関における分娩を取り扱う産科の医療に係る業務をいう。
- (4) 研修資金 産婦人科専門医資格を取得するための資金をいう。
- (5) 研究資金 産婦人科専門医資格を有する医師が県内分娩取扱医療機関において産科診療業務に従事し、自らの専門性を高めるための資金をいう。
- (6) 産科医確保資金 第4号及び前号に掲げる資金をいう。

(貸与の対象者)

第3条 産科医確保資金の貸与を受けることができる者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

- (1) 研修資金 県内分娩取扱医療機関において、産婦人科専門医資格を取得するための研修（以下「専門研修」という。）を受けている医師（その研修期間が1年を経過していないものに限る。）で、当該研修の修了後、引き続き県内分娩取扱医療機関において勤務し、産科診療業務に従事しようとするもの
- (2) 研究資金 県外において居住し、又は県外の医療機関に勤務する産婦人科専門医資格を有する医師で、新たに県内分娩取扱医療機関に勤務し、産科診療業務に従事しようとするもの

(貸与の額等)

第4条 産科医確保資金は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を貸与する。

- (1) 研修資金 300万円
- (2) 研究資金 500万円

2 産科医確保資金の利率は、年0.3パーセントとする。

- 3 産科医療確保資金の貸与期間は、貸与を行った日の属する月から2年間とする。ただし、貸与期間終了後、引き続き県内分娩取扱医療機関で産科診療業務に従事している間は、産科医療確保資金の返還債務の履行を猶予する。

(貸与の申請)

第5条 産科医確保資金の貸与を受けようとする者は、和歌山県産科医確保資金貸与申請書（別記第1号様式）に次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる添付書類を添えて知事に提出しなければならない。

区分	添付書類
研修資金	1 誓約書（別記第2号様式） 2 専門研修を受ける医療機関の開設者又は管理者の推薦書（別記第3号様式） 3 連帯保証人となるべき者の保証書（別記第4号様式） 4 医師免許証の写し 5 その他知事が必要と認めるもの
研究資金	1 誓約書（別記第2号様式） 2 住民票の写し及び医療機関在職証明書（県外医療機関から県内医療機関に勤務先を変更した場合にあっては、その旨を証する書類） 3 連帯保証人となるべき者の保証書（別記第4号様式） 4 医師免許証の写し 5 その他知事が必要と認めるもの

(連帯保証人)

第6条 産科医確保資金の貸与を受けようとする者は、連帯保証人2人を立てなければならない。この場合において、連帯保証人は、独立して生計を営む成年者でなければならない。

- 2 連帯保証人は、産科医確保資金の貸与を受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

(選考及び貸与の決定)

第7条 知事は、第5条の規定による申請があったときは、審査の上、産科医確保資金の貸与の適否について決定する。

- 2 知事は、前項の規定により産科医確保資金の貸与の適否について決定したときは申請者に通知する。

(借用証書)

第8条 産科医確保資金の貸与を受ける者は、和歌山県産科医確保資金借用証書（別記第5号様式）を知事に提出しなければならない。

(産科医確保資金の交付)

第9条 産科医確保資金は、第4条第1項の額を一括して本人に交付するものとする。

(返還債務の免除)

第10条 修学資金等の返還に係る債務の免除に関する条例（平成3年和歌山県条例24号。以下「条例」という。）の規定により産科医確保資金の返還債務の免除を受けようとする者は、和歌山県産科医確保資金返還免除申請書（別記第6号様式）に免除を受けようとする事由を証する書類を添えて、当該事由の生じた日から20日以内に知事に提出しなければならない。

(返還免除の決定通知等)

第11条 知事は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、産科医確保資金の返還債務の免除を決定したときは申請者に通知する。

(期間の計算方法)

第12条 条例本則の表産科医確保研修資金及び研究資金の項免除の条件の欄第1号の県内分娩取扱医療機関において産科診療業務に従事した期間（以下「診療業務従事期間」という。）を計算する場合は、産科診療業務への従事を開始した日の属する月から診療業務に従事しなくなった日の属する月までの月数により計算するものとする。この場合において、当該期間中に休職又は停職の期間があるときは、休職

又は停職の期間の開始の日の属する月から休職又は停職の期間の終了の日の属する月までの月数を控除するものとする。

- 2 第4条第3項の貸与期間を計算する場合において、当該期間中に休職、停職又は産科診療業務を中断（災害、疾病その他やむを得ない理由による場合に限る。）した期間（以下この項において「中断期間等」という。）があるときは、中断期間等の開始の日の属する月から中断期間等の終了の日の属する月までの月数を控除するものとする。

（返還）

第13条 産科医確保資金の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、当該事由が生じた日の属する月の翌月の末日までに、産科医確保資金及び利息を返還しなければならない。

- (1) 産科医確保資金の貸与を受けた者が、県内分娩取扱医療機関において産科診療業務に従事しなかったとき。
- (2) 産科医確保資金の貸与を受けた者が、産科医確保資金の貸与を辞退したとき。
- (3) 産科医確保資金の貸与を受けた者が、死亡したとき。
- (4) 産科医確保資金の貸与を受けた者が、専門研修を中止したとき。
- (5) 産科医確保資金の貸与を受けた者が、心身の故障のため産科診療業務を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
- (6) 産科医確保資金の貸与を受けた者が、産科医確保資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

- 2 前項の利息は、産科医確保資金の貸与を受けた日の翌日から前項各号に規定する事由が生じた日までの日数に応じて第4条第2項に規定する利率により計算した額とする。この場合において、^{じゅん} 閏年にあっても1年を365日として計算するものとする。ただし、産科医確保資金の貸与を受けた日の翌日から第4条第3項の貸与期間の終了する日までの日数を限度とする。

（延滞利息）

第14条 産科医確保資金の貸与を受けた者は、産科医確保資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還した日までの日数に応じ、返還すべき金額に年14.6パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。ただし、産科医確保資金を返還すべき日までに返還しなかったことについて、やむを得ない理由があると知事が認めるときは、この限りでない。

（返還債務の猶予）

第15条 知事は、産科医確保資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間、返還債務の全部又は一部を猶予することができる。

- (1) 疾病、災害その他やむを得ない理由があるとき。
 - (2) その他知事が認めたとき。
- 2 前項の規定により返還の猶予を受けようとする者は、和歌山県産科医確保資金返還猶予申請書（別記第7号様式）に、前項各号に掲げる事由を証する書面を添えて知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の和歌山県産科医確保資金返還猶予申請書の提出があったときは、審査の上、書面によりその適否を申請者に通知するものとする。
- 4 知事は、返還の猶予を決定した者が、当該猶予の事由に該当しなくなったときは、猶予期間内であっても当該猶予の決定を取り消すものとする。

（届出）

第16条 産科医確保資金の貸与を受けた者で産科医確保資金の返還が完了していないものは、次の各号のいずれかに該当するときは、届出書（別記第8号様式）にその該当する事実を証する書面を添えて、30日以内に知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は住所を変更したとき。

(2) 連帯保証人の氏名若しくは住所に変更があったとき、又は連帯保証人が死亡したとき、若しくは連帯保証人に対する破産手続開始の決定があったとき。

(3) 第13条第1項第1号から第4号までの返還事由に該当するとき。ただし、同条第1項第3号に該当するときは、連帯保証人が遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

(4) 県内分娩取扱医療機関において、産科診療業務を再開したとき。

(補足)

第17条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年6月28日から施行する。

(和歌山県理学療法士及び作業療法士修学資金貸与規則の一部改正)

2 和歌山県理学療法士及び作業療法士修学資金貸与規則（昭和52年和歌山県規則第30号）の一部を次のように改正する。

第10条中「修学資金の返還に係る債務の免除に関する条例」を「修学資金等の返還に係る債務の免除に関する条例」に改める。

(和歌山県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与規則の一部改正)

3 和歌山県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与規則（平成5年和歌山県規則第38号）の一部を次のように改正する。

第10条中「修学資金の返還に係る債務の免除に関する条例」を「修学資金等の返還に係る債務の免除に関する条例」に改める。

(和歌山県獣医学生修学資金貸与規則の一部改正)

4 和歌山県獣医学生修学資金貸与規則（平成6年和歌山県規則第42号）の一部を次のように改正する。

第12条中「修学資金の返還に係る債務の免除に関する条例」を「修学資金等の返還に係る債務の免除に関する条例」に改める。

(和歌山県医師確保修学資金貸与規則の一部改正)

5 和歌山県医師確保修学資金貸与規則（平成18年和歌山県規則第67号）の一部を次のように改正する。

第12条中「修学資金の返還に係る債務の免除に関する条例」を「修学資金等の返還に係る債務の免除に関する条例」に改める。

(和歌山県地域医療医師確保修学資金貸与規則の一部改正)

6 和歌山県地域医療医師確保修学資金貸与規則（平成19年和歌山県規則第90号）の一部を次のように改正する。

第12条中「修学資金の返還に係る債務の免除に関する条例」を「修学資金等の返還に係る債務の免除に関する条例」に改める。

(和歌山県地域医師確保修学資金貸与規則の一部改正)

7 和歌山県地域医師確保修学資金貸与規則（平成21年和歌山県規則第83号）の一部を次のように改正する。

第11条中「修学資金の返還に係る債務の免除に関する条例」を「修学資金等の返還に係る債務の免除に関する条例」に改める。

別記第1号様式 (第5条関係)

和歌山県産科医確保資金貸与申請書					
※受付番号	第 号	※受付年月日	年 月 日		
※貸与期間	年 月から	※決定	貸与決定番号	第 号	
	年 月まで		貸与額	円	
申 請 者	住 所 及 び 電 話 番 号	〒 TEL			
	氏名 (ふりがな) 生 年 月 日	年 月 日生			
	診 療 科	産婦人科			
資金の種類	☐ 研修資金 ☐ 研究資金 (いずれかに○を付けること。)				
履 歴	年月日	事 項	連 帯 保 証 人	住所及び 電話番号	〒 TEL
		大学卒業から記載すること。		氏名等 (男・女 本人との (続柄:) 関係) 年 月 日生	
				住所及び 電話番号	〒 TEL
				氏名等 (男・女 本人との (続柄:) 関係) 年 月 日生	
申請理由 (研修資金申請者にあつては研修予定先を、研究資金申請者にあつては研究のテーマ及びその内容を含む。)					

注 ※印欄は、記入しないこと。

和歌山県産科医確保資金の貸与を受けたいので関係書類を添えて申請します。

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者本人氏名

印

別記第2号様式 (第5条関係)

誓 約 書

和歌山県医師産科医確保資金の貸与を受けることとなった上は、和歌山県産科医確保研修資金及び研究資金貸与規則 (平成28年和歌山県規則第63号) の条項を堅く守ることはもちろん、貸与期間を含む4年以上県内分娩取扱医療機関において産科医として産科診療業務に従事することを誓います。

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者本人住所
氏名

印

別記第3号様式 (第5条関係)

推 薦 書

住 所
氏 名
生年月日

推
薦
理
由

年 月 日

和歌山県知事 様

医療機関の所在地
医療機関の名称
開設者又は管理者の氏名



別記第4号様式 (第5条関係)

保 証 書

本人住所

氏名

印

上記の者が貸与を受ける和歌山県産科医確保資金については、本人と連帯して債務を負担します。

年 月 日

和歌山県知事 様

連帯保証人住所

氏名

印

連帯保証人住所

氏名

印

区 分	連帯保証人	連帯保証人
氏 名		
生 年 月 日		
職 業 (勤務先の名称)		
年 収 (税込み)		
申 請 者 と の 関 係		

別記第5号様式 (第8条関係)

和歌山県産科医確保資金借用証書

収
入
印
紙

金 円 也

和歌山県産科医確保資金として、 年 月から 年 月までの間貸与金を上記のと
おり借用します。

年 月 日

和歌山県知事 様

決定番号 第 号

住 所

氏 名

㊞

上記の者が受ける和歌山県産科医確保資金については、本人と連帯してその債務を負担します。

連帯保証人氏名

㊞

連帯保証人氏名

㊞

別記第6号様式 (第10条関係)

和歌山県産科医確保資金返還免除申請書		
1 貸与を受けた資金 の種類と額	研修資金 研究資金 (いずれかに○を付けること。) 円	
2 免除を受けようと する額	円	
3 勤務した医療機関 の名称及び期間	医療機関の名称	期 間
		年 月 日から 年 月 日まで
4 やむを得ない理由 により産科診療業務に 従事できなかった期間	事 由	期 間
		年 月 日から 年 月 日まで
5 資金の用途(支出年 月日及び支出内容を 記載すること。研究 資金の場合は、研究 内容をあわせて記載 すること。)		
6 免除を受けようと する事由		
上記のとおり和歌山県産科医確保資金の返還の債務免除を申請します。 年 月 日 和歌山県知事 様 決定番号 第 号 住 所 氏 名 ㊞		

注 死亡の場合にあっては、連帯保証人が連名で申請すること。

別記第7号様式 (第15条関係)

和歌山県産科医確保資金返還猶予申請書	
返 還 未 済 額	円
猶予を受けようとする期間	年 月から 年 月まで
猶予を受けようとする理由	
上記のとおり和歌山県産科医確保資金の返還の猶予を申請します。 年 月 日 和歌山県知事 様 決定番号 第 号 住 所 氏 名 印	

別記第8号様式 (第16条関係)

届 出 書	
届 出 事 項	
届出事項の発生 年月日	
届 出 内 容	
上記のとおり届け出ます。 年 月 日 和歌山県知事 様 決定番号 第 号 住 所 氏 名 印	

和歌山県規則第64号

建築物等の外観の維持保全及び景観支障状態の制限に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年6月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

建築物等の外観の維持保全及び景観支障状態の制限に関する条例施行規則の一部を改正する規則
建築物等の外観の維持保全及び景観支障状態の制限に関する条例施行規則（平成23年和歌山県規則第54号）の一部を次のように改正する。

第4条中「和歌山県条例第21号」の次に「。第7条第1号及び第5号において「景観条例」という。」を加える。

第5条の見出し中「景観支障状態の建築物等」を「景観支障建築物等」に改め、同条中「第4条第1項」を「第4条第1項第1号」に改める。

第6条中「第4条第1項のその他」を「第4条第1項第1号の」に改める。

第11条中「別記第4号様式」を「別記第6号様式」に改め、同条を第13条とする。

第10条を第12条とし、第9条を第11条とし、第8条を第9条とし、同条の次に次の1条を加える。

（市町村の長の要請に係る報告）

第10条 条例第4条第4項の規定による報告は、景観支障除去措置の要請に係る報告書（別記第5号様式）により行うものとする。

第7条中「第4条第1項の規定」を「第4条第1項第1号に掲げる者」に改め、同項第1号中「第4条第1項の規定による要請を同条第2項」を「第4条第2項」に、「基づき共同で」を「より共同して要請を」に改め、同項第2号から第4号までの規定中「建築物等」を「景観支障建築物等」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第8条とする。

2 条例第4条第1項第2号に掲げる者による要請は、景観支障除去措置に係る要請書（別記第4号様式）に前項各号（第1号及び第5号を除く。）に掲げる書類を添付して行うものとする。

第6条の次に次の1条を加える。

（市町村の長の要請に係る区域）

第7条 条例第4条第1項第2号の規則で定める区域は、次に掲げる区域とする。

- (1) 景観条例第5条第2項の特定景観形成地域（以下この条において「特定景観形成地域」という。）として定められた熊野参詣道（中辺路）特定景観形成地域のうちバッファゾーン（和歌山県世界遺産条例（平成17年和歌山県条例第22号）第5条第1項の基本的な計画において緩衝地帯とされた区域。以下この条において同じ。）の区域並びに国道311号及び国道168号（田辺市本宮町本宮以南に限る。）の道路境界から200メートル以内の区域
- (2) 特定景観形成地域として定められた高野山町石道周辺特定景観形成地域のうちバッファゾーンの区域
- (3) 特定景観形成地域として定められた熊野参詣道（大辺路）特定景観形成地域のうちバッファゾーンの区域
- (4) 特定景観形成地域として定められた熊野川周辺特定景観形成地域のうちバッファゾーンの区域
- (5) 景観条例第5条第1項の規定により定められた景観計画の区域（前各号に掲げる区域を除く。）のうち、知事が良好な景観形成のため特に必要があると認めて、和歌山県景観審議会の意見を聴いて指定する区域

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式 (第8条関係)

景観支障除去措置に係る要請書

年 月 日

和歌山県知事 様

要請者 (代表) 住 所

氏 名 印

連絡先

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、その名称及び代表者の氏名 〕

建築物等の外観の維持保全及び景観支障状態の制限に関する条例第 4 条第 1 項の規定により、
下記の景観支障建築物等について、下記の建築物所有者等に対し景観支障除去措置を行わせるよう
要請します。

景観支障建築物等の所在地				
建築物所有者等 (管理者及び相続人含む。) の氏名及び住所	(所有者)			
	(管理者・相続人)			
景観支障建築物等の概要	従前の用途		築年数	
	構造・規模		使用していない期間	
要請者の総数	人 内訳：居住者の数 人 土地所有者等 (居住者を除く。) の数 人			
周辺住民等の総数	人 内訳：居住者の数 人 土地所有者等 (居住者を除く。) の数 人			
景観支障建築物等の破損、腐食等の状態				
周辺の良好な景観に対して不調和である状態				

景観支障建築物等の維持保全の状況	
------------------	--

(以下任意記載)

景観支障状態に至った背景、経緯その他の参考となる事項	
景観支障除去措置後の土地の活用や維持保全に関する提案等	

添付書類

- | |
|---|
| <p>○建築物等の外観の維持保全及び景観支障状態の制限に関する条例施行規則第8条第1項各号に定める添付書類</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 要請者一覧表 (別記第2号様式及び別記第3号様式)(2) 景観支障建築物等の権利者及び当該景観支障建築物等の存する土地の権利者の一覧表(3) 景観支障建築物等の位置を示す図書(4) 景観支障建築物等及び当該景観支障建築物等の周辺の状況を示す写真(5) 周辺住民等の総数の根拠を示す図書(6) その他知事が必要と認めるもの |
|---|

別記第2号様式及び別記第3号様式中「第7条関係」を「第8条関係」に改め、別記第4号様式中「第11条関係」を「第13条関係」に、「当該建築物等について」を「当該建築物所有者等に係る建築物等について」に、「当該職員を当該建築物等」を「その職員を建築物等」に、「の所有者等」を「に係る建築物所有者等及び当該土地の所有者、管理者又は占有者（以下この項及び次条において「土地所有者等」という。）」に、「当該所有者等」を「当該建築物所有者等又は当該土地所有者等」に改め、同様式を別記第6号様式とする。

別記第3号様式の次に次の2様式を追加する。

別記第4号様式 (第8条関係)

景観支障除去措置に係る要請書

年 月 日

和歌山県知事 様

市町村長名

印

建築物等の外観の維持保全及び景観支障状態の制限に関する条例第4条第1項の規定により、下記の景観支障建築物等について、下記の建築物所有者等に対し景観支障除去措置を行わせるよう要請します。

景観支障建築物等の所在地				
建築物所有者等（管理者及び相続人含む。）の氏名及び住所	（所有者）			
	（管理者・相続人）			
景観支障建築物等の概要	従前の用途		築年数	
	構造・規模		使用していない期間	
区域区分	☐ 特定景観形成地域 ()		☐ バッファゾーン ☐ 国道311号沿道 ☐ 国道168号沿道	
	☐ その他			
景観支障建築物等の破損、腐食等の状態				
周辺の良好な景観に対して不調和である状態				
景観支障建築物等の維持保全の状況				

添付書類

- 建築物等の外観の維持保全及び景観支障状態の制限に関する条例施行規則第8条第2項の規定による添付書類
- (1) 景観支障建築物等の権利者及び当該景観支障建築物等の存する土地の権利者の一覧表
 - (2) 景観支障建築物等の位置を示す図書
 - (3) 景観支障建築物等及び当該景観支障建築物等の周辺の状況を示す写真
 - (4) その他知事が必要と認めるもの

別記第5号様式 (第10条関係)

景観支障除去措置の要請に係る報告書

年 月 日

和歌山県知事 様

市町村長名 印

建築物等の外観の維持保全及び景観支障状態の制限に関する条例第4条第4項の規定により、下記の景観支障建築物等について、下記の建築物所有者等に対し景観支障除去措置を行わせるよう要請をしたことに係る周辺住民等の意見を聴取したので、その結果を報告します。

景観支障建築物等の所在地				
建築物所有者等（管理者及び相続人含む。）の氏名及び住所	(所有者)			
	(管理者・相続人)			
景観支障建築物等の概要	従前の用途		築年数	
	構造・規模		使用していない期間	
生活環境への影響等に係る周辺住民等の意見を聴取した方法				
周辺住民等の意見				
空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく指導	(1) 指導の有無	(有・無)	有の場合は(2)を、無の場合は(3)を記入すること。	
	(2) 指導時の所有者等の反応			
	(3) 指導しない理由			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第79号

和歌山県議会議員及び和歌山県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程（平成7年和歌山県選挙管理委員会告示第130号）の一部を次のように改正する。

平成28年6月28日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上 山 義 彦

別記第5号様式その1備考4中「15,300円」を「15,800円」に改める。

別記第5号様式の2備考4中「7円30銭」を「7円51銭」に、「365,000円+4円88銭」を「375,500円+5円02銭」に改める。

別記第6号様式備考4中「301,875円+510円48銭」を「310,500円+525円06銭」に、「557,115円+26円73銭」を「573,030円+27円50銭」に改める。

別記第7号様式その1（別紙）その2中「15,300円」を「15,800円」に改め、同様式その2（別紙）備考1中「7円30銭」を「7円51銭」に、「365,000円+4円88銭」を「375,500円+5円02銭」に改め、同様式その3（別紙）備考2中「301,875円+510円48銭」を「310,500円+525円06銭」に、「557,115円+26円73銭」を「573,030円+27円50銭」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、告示の日から施行する。

（適用区分）

2 この規程による改正後の和歌山県議会議員及び和歌山県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の規定は、この規程の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この規程の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。